

## 都立富士高校グラウンド使用規程

都立富士高等学校

都立学校開放事業運営委員長

グラウンド使用者は以下のことを遵守してください。

- 1 管理指導員は、使用日時に使用団体に同行してください。
- 2 管理指導員は、使用者に使用規則を周知させてください。
- 3 敷地内への出入りは正門一箇所限定します。また、管理指導員は退出時に門扉が閉まっているか最終確認を行ってください。
- 4 自動車での来校は原則として禁止します。  
ただし、物品の運搬等やむを得ず使用する場合は、本校に事前に申し出て許可を受けてください。
- 5 自転車は、指定された場所（正門から入って左側）に置いてください。
- 6 敷地内は、禁煙です。また、使用団体が出したゴミ、空き缶等は、持ち帰ってください。
- 7 使用を許可された場所（グラウンド）以外への立入りは厳禁とします。
- 8 使用後は、直ちに設備を現状に回復し、使用箇所・施設の清掃を行ってください。
- 9 使用者相互の呼び出し、連絡等に学校の電話を使用することはできません。
- 10 使用者の事故に対しては、その団体の責任において適切な処置をとってください。
- 11 学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、使用団体が責任を持って速やかに原形に復してください。
- 12 その他、登録団体は施設開放実施要項及び各学校の開放事業運営委員会の定める使用の決まりに基づいて開放施設を使用してください。
- 13 登録及び使用申請の虚偽の事項があった場合、使用停止及び登録の取り消しをします。
- 14 開放事業運営委員会は、使用状況から、特に必要と判断した場合使用を取り消すことがあります。
- 15 降雨、降雪等によりグラウンド状況が悪化している若しくは、コンディション回復の遅れが見込まれる場合は、授業、部活動使用時の影響を考慮し、使用を制限することがあります。